

# 内子町青年農業者協議会会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は内子町青年農業者協議会と称し、事務所は内子町農林振興課におく。

第2条 本会は日常生活の中から最も身近な問題を解決するために、農業後継者としての知識と技能を習得するとともに、地域農業の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は活動を推進するために必要と認められる諸団体と連携を密にする。

## 第2章 組 織

第4条 本会は内子町に在住し、農業を後継する者及び予定者と、これに賛同する農村青年をもって組織する。

第5条 本会は第2条の目的達成と組織活動の充実を図るため必要に応じて部会を置くことができる。

## 第3章 事 業

第6条 本会は第2条目的達成のため次の事業を行う。

- 1, 会員の農業改良や生活改善についての事業
- 2, 本会の団結を固め親睦を深める事業
- 3, 地域や町の発展に役立つ事業
- 4, その他本会の目的達成に役立つ事業

## 第4章 会 議

第7条 本会は総会及び役員会とする。

第8条 本会総会は毎年1回年度末に定期総会を開き、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第9条 総会は、本会の最高議決機関で下記の事項は総会に付議しなければならない。

- 1, 事業計画及び決算
- 2, 役員の改選
- 3, 予算決議の承認
- 4, 規約改正

第10条 総会は、会員現在数の過半数が出席し、出席した会員の過半数で決する。ただし、可否同数の時は、議長が決するところによる。

第11条 役員会は会長が必要に応じて開くことができる。

## 第5章 役 員

第12条 本会は次の役員を置き、任期は1年とし、再任は妨げない。

会長 1名 副会長 1名 理事 2名  
監事 2名 事務局長（会計兼任） 1名

- 1, 会長・副会長・理事は総会において選出する。
- 2, 部長・部会長は各部会において選出する。
- 3, 監事は総会において選出する。
- 4, 事務局長は会計を兼任する。

附 則 この会の規約は平成17年4月1日から施行する。

附 則 この会の規約は平成18年4月1日から施行する。

附 則 この会の規約は令和2年4月1日から施行する。

附 則 本会は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。